

令和3年度事業計画

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、世界中が混乱し各方面に大きな影響を与えています。国内においては、ワクチンの接種が始まりましたがまだまだ感染の終息が見とおせない状況が続いています。私たち一人ひとりが、冷静に日々の感染対策をしっかりと行っていかなければなりません。

当センターにおいても、事業実績や会員数において今まで経験したことのないような影響を受けています。さらに、地域や会員同士の交流にも支障をきたす事態となっています。

シルバー人材センター事業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（高齢法）に規定された団体で、雇用によらない就業を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供することとされています。さらに、国及び地方公共団体は、希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする規定されています。

高齢法は、高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。この高齢法の改正により令和3年4月から、事業主に65歳までの雇用確保が義務化され、70歳までの就業確保が努力義務となりました。

当センターでは、70歳以上の会員は、令和2年12月現在では全体の83.7%となっており、平成22年12月の52.7%と比べると、高齢法改正による情勢が反映されている状況といえます。また、会員数においても数年伸び悩んでいる状況が続いています。

現在、全国には1,335のセンターがあり、71万5千人（令和元年度）の会員が活動しています。全国シルバー人材センター事業協会では、諸課題に対応しながら「会員100万人達成計画」をまとめ、会員拡大の運動を全国展開しています。

当センターにおいてもシルバー人材センター事業の賛同者を1人でも多くの方に広め、高齢者の雇用促進や多様な就業機会の確保など進めてまいります。また、新しい生活様式が求められる中、積極的に地域や会員同士の交流の機会を作っていけるよう各種事業を進めてまいります。

- 1 事故0を目指して、安全就業対策を進めます
 - ① 会員の健康づくりを支援します
 - ② 仕事別グループによる就業現場の安全管理の推進
 - ③ 安全委員会による就業現場の巡回による安全確認の実施
 - ④ 安全就業義務違反の取扱いについて周知し実施
 - ⑤ 安全担当者による作業道具、機材の使用方法、点検管理の推進
 - ⑥ 各種講習会の開催

- 2 シルバー人材センターらしい仕事を目指して、適正就業を推進します
 - ① 仕事別グループの設置促進、育成
 - ② 仕事別グループ運営の指針による運営の自己チェックの推進
 - ③ 就業交替制度の新たな対象業種の検討、追加
 - ④ 就業に係る契約内容の確認、適正化への改正
 - ⑤ 各種講習会の開催

- 3 あらゆる機会を通じて、就業機会を確保します
 - ① 定期的に営業会議を開催し、効果的な営業活動の展開
 - ② 公共機関等から新たな仕事の獲得
 - ③ 家事援助事業の積極的な展開
 - ④ 一般労働者派遣事業及び有料職業紹介事業の実施

- 4 強固な組織づくりを進めます
 - ① 会員サポーター制度の周知及び推進
 - ② あらゆる機会を通じて会員増加への取り組みの推進
 - ③ 入会説明会の内容充実を図る
 - ④ 未就業会員の状況把握と就業促進
 - ⑤ 財政基盤の確立

- 5 会員の融和を進めます
 - ① 各種イベントの開催
 - ② サークル活動の支援
 - ③ ボランティア活動の推進

- 6 積極的なPR活動を推進します
 - ① 各種行事への参加
 - ② センターのPRチラシ等の作成、活用
 - ③ 市町広報紙の活用
 - ④ 会員への事業運営状況の周知
 - ⑤ センター広報紙の発行